

大麦（飼料用）のかび毒、重金属及び残留農薬等の分析結果
（令和3年度）

オーストラリア	2
---------------	---

《 令和 3 年度 》

【 オーストラリア産 大麦（飼料用） 輸入時の検査 】

① かび毒

No.	対象物質名	試料 点数	基準値 (mg/kg)	基準値 以下の 点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限 以上の 点数	濃度範囲 (mg/kg)
1	アフラトキシンB ₁	5	0.02	5	0.001	0	<0.001

② 重金属

No.	対象物質名	試料 点数	基準値 (mg/kg)	基準値 以下の 点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限 以上の 点数	濃度範囲 (mg/kg)
1	カドミウム	5	1	5	0.01-0.02	0	<0.02
2	鉛	5	3	5	0.01-0.1	0	<0.1

③ 残留農薬

No.	農 薬 名	種類	試料 点数	基準値 (mg/kg)	基準値 以下の 点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限 以上の 点数	濃度範囲 (mg/kg)
1	2,4-D	除草剤	5	0.5	5	0.005-0.02	0	<0.02
2	アトラジン	除草剤	5	0.02	5	0.005-0.01	0	<0.01
3	アルジカルブ	殺虫剤	5	0.02	5	0.005-0.01	0	<0.01
4	イミダクロプリド	殺虫剤	5	0.04	5	0.005-0.02	0	<0.02
5	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	殺虫剤	5	0.2	5	0.05-0.1	0	<0.1
6	カルバリル	殺虫剤	5	5	5	0.005-0.01	0	<0.01
7	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	殺菌剤	5	0.6	5	0.02-0.1	0	<0.1
8	カルボフラン	殺虫剤	5	0.2	5	0.005-0.02	0	<0.02
9	グリホサート	除草剤	5	20	5	0.01-0.02	2	0.08-1.2
10	グルホシネート	除草剤	5	0.5	5	0.01-0.02	0	<0.02
11	クロピラリド	除草剤	5	-	5	0.005-0.01	3	0.01-0.02
12	クロルピリホス	殺虫剤	5	0.2	5	0.005-0.01	0	<0.01
13	クロルピリホスメチル	殺虫剤	5	6	5	0.005-0.01	2	0.02-0.03
14	クロルプロファム	除草剤	5	0.02	5	0.005-0.02	0	<0.02
15	シアナジン	除草剤	5	0.05	5	0.005-0.01	0	<0.01
16	ジカンバ	除草剤	5	7	5	0.005-0.02	0	<0.02
17	ジクロロボス及びナレド	殺虫剤	5	0.2	5	0.01	0	<0.01
18	ジクワット	除草剤	5	5	5	0.02-0.05	0	<0.05
19	シハロトリン	殺虫剤	5	0.2	5	0.005-0.02	0	<0.02
20	シフルトリン	殺虫剤	5	2	5	0.005-0.05	0	<0.05
21	ジメトエート	殺虫剤	5	0.04	5	0.005-0.02	0	<0.02
22	ダイアジノン	殺虫剤	5	0.1	5	0.005-0.01	0	<0.01
23	チアベンダゾール	殺菌剤	5	0.05	5	0.005-0.05	0	<0.05
24	デルタメトリン及びトラロメトリン	殺虫剤	5	1	5	0.01-0.05	2	0.12-0.13
25	テルブホス	殺虫剤	5	0.01	5	0.005	0	<0.005
26	トリシクラゾール	殺菌剤	5	0.02	5	0.005-0.01	0	<0.01
27	二臭化エチレン	殺虫剤	5	0.01	5	0.001-0.01	0	<0.01
28	パラコート	除草剤	5	0.05	5	0.01-0.05	0	<0.05
29	パラチオン	殺虫剤	5	0.5	5	0.01	0	<0.01
30	ピペロニルブトキシド	殺虫剤	5	24	5	0.005-0.02	2	1.0-1.2
31	ピリミホスメチル	殺虫剤	5	1	5	0.005-0.01	0	<0.01
32	フィプロニル	殺虫剤	3	0.002	3	0.002	0	<0.002
33	フェントロチオン	殺虫剤	5	5	5	0.005-0.01	2	0.19-0.21
34	フェントエート	殺虫剤	5	0.4	5	0.005-0.01	0	<0.01
35	プロモキシニル	除草剤	5	0.2	5	0.005-0.05	0	<0.05
36	ベルメトリン	殺虫剤	5	2	5	0.005-0.05	0	<0.05
37	ペンタゾン	除草剤	5	0.2	5	0.005-0.02	0	<0.02
38	ペンディメタリン	除草剤	5	0.2	5	0.005-0.02	0	<0.02
39	ホスメット	殺虫剤	5	0.05	5	0.005-0.02	0	<0.02
40	ホレート	殺虫剤	5	0.05	5	0.005-0.02	0	<0.02
41	マラチオン	殺虫剤	5	2	5	0.005-0.01	0	<0.01
42	メチダチオン	殺虫剤	5	0.02	5	0.005-0.02	0	<0.02
43	メトブレン	殺虫剤	5	5	5	0.005-0.02	2	0.08-0.10

(注) 定量下限は分析機関によって異なることがあり、その場合は各分析機関の定量下限の最小値と最大値を併記している。

定量下限

分析対象とする化学物質について、適切な精確さをもって定量できる（具体的な濃度が決められる）最低の濃度。食品の種類、分析対象とする化学物質の種類、採用する分析法によって異なる。